

資料編

1 上里町介護サービス事業者一覧

◎居宅介護支援事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
ケアプランたちばな	1174200061	H11.9.20	上里町大字大御堂 806	0495-35-1531
かみさと居宅介護支援事業所	1174200087	H11.9.20	上里町大字堤 487-1	0495-34-1481
まごころ介護センターカンナの里	1174200103	H11.9.20	上里町大字勅使河原 1686	0495-33-0624
かみさとナーシングホーム 居宅介護支援事業所	1174200277	H12.3.1	上里町大字金久保 1336	0495-33-7070
上里町社会福祉協議会 居宅介護支援センター	1174200285	H12.3.1	上里町大字七本木 5591	0495-71-6703
居宅介護支援センターりんどう	1174200533	H13.9.27	上里町大字金久保 777	0495-34-3388
生協介護センターこだま	1174200608	H14.10.1	上里町大字七本木 2948-2	0495-35-3271
居宅介護支援サービスひかり	1174201085	H23.8.1	上里町大字神保原 157-4	0495-71-7778
居宅介護支援事業所てるてる	1174201093	H23.9.1	上里町大字勅使河原 1298-1	0495-33-6494
ハピネスケアセンター	1174201218	H25.5.1	上里町大字七本木 3684-2	0495-71-9995
居宅介護支援事業所ゆたか	1174201317	H26.8.1	上里町大字七本木 2955-2	0495-35-1556
居宅介護支援センターわかば	1174201457	H27.10.1	上里町大字七本木 5783 ハイツ・エル大木テナントA号	0495-71-6142
ケアプランさわやか	1174201564	H29.1.1	上里町大字七本木 2169-9	0495-33-8545
ヨコタ居宅介護事業所	1174201606	H29.12.1	上里町大字勅使河原 1281-5	0495-71-9558

◎介護予防支援事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
上里町地域包括支援センター	1104220015	H18.4.1	上里町大字七本木 5518	0495-35-1243

◎通所介護（デイサービス）サービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
えいがの里デイサービスセンター	1174200137	H11.11.1	上里町大字三町 19-4	0495-34-2188
まごころ介護センターカンナの里	1174200103	H12.3.1	上里町大字勅使河原 1686	0495-33-0624
かみさとデイサービスセンター	1174200368	H12.3.24	上里町大字堤 487-1	0495-34-1471
たちばなデイサービスセンター	1174200319	H12.3.24	上里町大字大御堂 806	0495-35-1191
デイサービスセンターポピー	1174200541	H13.9.27	上里町大字金久保 777	0495-34-3388
ひだまりの里	1174201010	H22.4.1	上里町大字七本木 5559	0495-71-6644
デイサービスセンターチューリップ かみさと	1174201119	H24.1.1	上里町大字三町 848-2	0495-33-2300
ヒューマンサポート上里 デイサービスセンター	1174201184	H24.12.1	上里町大字七本木 3518-1	0495-35-0500
デイサービスセンターこむぎ	1174201226	H25.5.1	上里町大字神保原町 2026-1	0495-34-3456
リハガーデンてくてく	1174201234	H25.6.1	上里町大字勅使河原 1313-7	0495-35-1977
はびねすデイサービス	1174201382	H27.3.1	上里町大字七本木 3684-2	0495-71-9995
ヴィセーヌ上里	1174201424	H27.4.1	上里町大字七本木 3529-7	0495-71-9671
デイサービスセンターみぶな	1174201499	H28.2.1	上里町大字三町 835-1	0495-71-5616
デイサービスセンターランタナ	1174201549	H28.8.1	上里町大字神保原町 999	0495-71-7162
デイサービスセンターファイン上里	1174201580	H29.6.1	上里町大字七本木 2867-7	0495-71-7314

◎短期入所生活介護（ショートステイ）サービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
特別養護老人ホームたちばな	1174200251	H12.3.24	上里町大字大御堂 806	0495-33-2928
特別養護老人ホーム青空	1174200558	H13.10.1	上里町大字金久保 777	0495-34-3388
特別養護老人ホームルピナス園	1174200202	H14.10.1	上里町大字堤 489	0495-33-0909
ショートステイ心の里	1174201572	H29.4.1	上里町大字七本木 420	0495-33-3352

◎短期入所療養生活介護（ショートステイ）サービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
老人保健施設かみさとナーシングホーム	1154280020	H12.4.1	上里町大字金久保 1336	0495-33-7070

◎訪問リハビリテーションサービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
老人保健施設かみさとナーシングホーム	1154280020	H22.7.1	上里町大字金久保 1336	0495-33-7070

◎通所リハビリテーションサービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
老人保健施設かみさとナーシングホーム	1154280020	H12.4.1	上里町大字金久保 1336	0495-33-7070

◎訪問介護（ホームヘルパー）サービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション	1174200186	H12.2.1	上里町大字七本木 5591	0495-35-3481
生協ヘルパーステーションこだま	1174200616	H14.10.1	上里町大字七本木 2948-2	0495-35-3271
かみさとナーシングステーション	1174200673	H16.3.30	上里町大字金久保 1336	0495-33-7070
介護センターみぶな	1174200848	H18.7.1	上里町大字七本木 835-1	0495-35-3315
介護ステーションながはま	1174200855	H18.8.1	上里町大字長浜 991-1	0495-33-0872
ケアセンターベル	1174301042	H24.7.1	上里町大字七本木 5783 ハイツ・エル大木テナントA号	0495-71-6142

◎訪問看護サービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
訪問看護ステーションゆたか	1164290037	H26.8.1	上里町大字七本木 2955-2	0495-35-1556
訪問看護ステーションてくてく	1164290045	H28.8.1	上里町大字勅使河原 1313-7	0495-35-1977

◎福祉用具貸与・購入サービス事業者

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
株式会社たかとも	1174201366	H26.10.1	上里町大字七本木 3160	0495-33-2930

◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
あじさいケアセンター	1194200174	H28.4.1	上里町大字金久保 777	0495-71-9591

◎地域密着型通所介護（デイサービス）

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
ポプリ上里デイサービスセンター	1174200962	H28.4.1	上里町大字神保原町 325-5	0495-71-5200
デイサービスセンターてるてる	1174200996	H28.4.1	上里町大字勅使河原 1298-1	0495-33-6494
デイサービスセンターゆたか	1174201309	H28.4.1	上里町大字七本木 2955-2	0495-35-1556
デイハウスありがとう	1194200190	H28.8.1	上里町大字七本木 1226-1	0495-71-7040

◎認知症対応型通所介護

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
グループホーム賀美邑	1194200166	H24.4.1	上里町大字勅使河原 1584	0495-35-0333
愛の家グループホーム神保原	1194200091	H27.5.1	上里町大字神保原町 91	0495-35-3700

◎認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
グループホーム栄華の里	1174200483	H18.4.1	上里町大字三町 22-2	0495-34-2188
グループホームさくらんぼ	1174200525	H18.4.1	上里町大字金久保 777	0495-34-3388
グループホーム賀美邑	1174200509	H18.4.1	上里町大字勅使河原 1584	0495-35-0333
グループホームかみさと	1174200624	H18.4.1	上里町大字七本木 291-1	0495-35-3483
グループホームカンナの里	1174200657	H18.4.1	上里町大字勅使河原 1577	0495-35-3525
愛の家グループホーム神保原	1194200091	H21.6.1	上里町大字神保原町 91	0495-35-3700

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
特別養護老人ホームルピナス園	1174200202	H12.4.1	上里町大字堤 489	0495-33-0909
特別養護老人ホームたちばな	1174200251	H12.4.1	上里町大字大御堂 806	0495-33-2928
特別養護老人ホーム青空	1174200558	H13.10.1	上里町大字金久保 777	0495-34-3388
特別養護老人ホーム心の里	1174201572	H29.4.1	上里町大字七本木 420	0495-33-3352

◎介護老人保健施設

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
老人保健施設かみさとナーシングホーム	1154280020	H12.4.1	上里町大字金久保 1336	0495-33-7070

◎特定施設入居者生活介護

事業所名	事業者番号	指定年月日	所在地	電話番号
ケアハウス桜草	1174200889	H19.7.1	上里町大字金久保 777	0495-34-3388
ケアセンター賀美邑	1174201002	H22.4.1	上里町大字勅使河原 1584	0495-35-0333
ケアハウス賀美邑(混合型)	1174201176	H24.10.1	上里町大字勅使河原 1584	0495-35-0333

◎ケアハウス

事業所名	所在地	電話番号
ケアハウス栄華の里	上里町大字三町 19-4	0495-34-2188
ケアハウス桜草	上里町大字金久保 777	0495-34-3388

◎住宅型有料老人ホーム

事業所名	所在地	電話番号
イルフォーレ上里	上里町大字藤木戸 540	0495-34-1150
ナーシングホームこころ	上里町大字七本木 2955-2	0495-35-1556
シルバーホームランタナ	上里町大字神保原町 99	0495-71-7162
ファイン上里	上里町大字七本木 2867-7	0495-71-7314

◎サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	所在地	電話番号
ひだまりの家	上里町大字七本木 5559	0495-71-6644
サービス付き高齢者向け住宅 チューリップかみさと	上里町大字三町 848-2	0495-33-2300
シルバーホームこむぎ	上里町大字神保原町 2026-1	0495-34-3456
ヴィベル上里	上里町大字七本木 3529-7	0495-71-9671
サービス付き高齢者向け住宅みぶな	上里町大字三町 835-1	0495-71-5616

2 第7期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定体制

(1) 第7期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

◎…委員長 ○…委員長代理

区 分	役 職 名	氏 名
識見を有する者	上里町議会文教厚生常任委員長 上里町区長会長	齋藤 崇 ◎川田 忠
保健医療関係者	上里町医師会代表 上里町歯科医師会代表	黒岩 茂夫 田中 敏史
介護サービスに関する事業に従事する者及び高齢者福祉関係者	介護施設サービス事業所代表 地域密着型サービス事業所代表 介護居宅支援事業所代表 上里町民生・児童委員協議会副会長	川島 裕之 荒木 照夫 福島 靖子 木村 達夫
被保険者及び介護に関し学識又は経験を有する者	上里町老人クラブ連合会会長 一般公募 一般公募 上里町商工会会長	○田村 好郎 廣田 一雄 入 保夫 木村 芳雄
行政機関の関係者	埼玉県北部福祉事務所副所長 上里町社会福祉協議会事務局長	鈴木 昌彦 秋谷 幸一

■上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務局

所 属 等	氏 名
上里町役場高齢者いきいき課長	飯塚 郁代
上里町役場高齢者いきいき課高齢介護係長	阿佐美 由紀
上里町役場高齢者いきいき課高齢介護係主査	長谷川 美佳
上里町役場高齢者いきいき課地域包括支援係主査	中島 僚子

(2) 審議の経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 3 月	実態調査の実施 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 1,500 人（無作為抽出） ・在宅介護実態調査 500 人（無作為抽出）
10 月 4 日	第 1 回第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・委員の委嘱について ・委員長の互選について ・第 6 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ・第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について ・その他
11 月 9 日	第 2 回第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）及び第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案・第 1 部）について ・その他
12 月 18 日	第 3 回第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ・第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）パブリックコメントについて ・その他
平成 29 年 12 月 28 日～ 平成 30 年 1 月 29 日	・第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するパブリックコメント 町ホームページ掲載・窓口にて閲覧
2 月 15 日	第 4 回第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（報告案） ・原案報告について ・その他
2 月 19 日	町長へ報告

3 用語解説

－ あ行 －

N P O (Non Profit Organization の略語)

非営利組織。つまり、利益を目的としない組織のこと。

－ か行 －

介護医療院

平成 30 年度より創設された介護保険施設で、慢性期の医療的ケアと介護を必要とする方が入所して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療サービスと、介護や機能訓練、日常生活上の世話などの介護サービスを行う施設。

介護給付

介護サービスを利用した要介護者（要介護 1 ～ 5 の認定を受けた人）に対して支払われる介護保険給付のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談に応じて、要介護者がその心身状態に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町村・居宅サービス事業者・施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者。

介護認定審査会

被保険者が要介護状態に該当することの審査及び判定等（審査判定業務）を行うため、市町村が設置するもの。

注）審査会の構成は、現場経験のある学識経験者等 5 名程度で、設置数は申請者数に応じて複数設置となる。設置方法は、①保険者単独設置、②市町村共同設置、③都道府県への委託の 3 つの方法がある。

介護福祉士

専門的知識及び技術を持って身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また家族介護者等の介護に関する相談に応ずることを業とする者。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。

介護報酬

介護保険制度で、介護サービス事業者や施設が、利用者にサービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われる報酬。

介護保険施設

介護保険サービスで利用できる施設で、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院の 4 種類があり、要介護認定を受けた人が利用できる。

介護保険法

平成9年12月17日法律第123号。介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する、利用者にとって利用しやすい仕組みを作ろうとするもの。

介護問題は切実なものとして誰にでも起こり得ることがらであり、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の全国民で公平に制度を支える仕組みとなっている。介護保険制度は、老人福祉と老人医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用しやすく公平で効率的な社会的支援システムを構築するものとなっている。

介護予防支援

要支援者が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う事業。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

地域支援事業の一つで、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、事業対象者・要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする事業。

介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする患者を収容する病院や診療所の病床をいう。一般の病床に比べて、機能訓練室などが備えられ、介護職員の配置に重点が置かれているなど、長期療養にふさわしい看護・介護体制や療養環境を備えている。なお、本施設は法改正により平成35年度末をもって廃止となる。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする寝たきりの高齢者等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な方（原則、要介護3以上の認定を受けている方）が入所することができる施設。

介護老人保健施設

治療を目的とした病院と家庭に代わって要介護者の介護を行う福祉施設の中間施設で、要介護者に対し、看護・介護やリハビリテーションを中心とする医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設。

看護師

厚生労働大臣の免許を受けた専門職で、医師の指示のもとで、診療の補助や対象者の療養上の世話を行う者。

看護小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービス。

管理栄養士

管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者。

基本チェックリスト

総合事業の実施に伴い、要介護・要支援認定申請に加え、基本チェックリストを活用する流れが設けられ、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスが利用できるよう、本人の状況を確認するために用いる質問票。

居宅介護支援

要介護者が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うサービス。

居宅サービス

在宅での介護を中心にした介護保険サービスで、具体的には、①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入所者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売をいう。

居宅サービス計画（＝ケアプラン）

要介護・要支援者が居宅サービスを適切に利用できるよう、その依頼を受け、利用するサービスの種類、内容、担当者等について居宅介護支援事業者が作成する計画。内容はサービスの目標の設定とスケジュールの調整などである。

注）在宅のケアプランについての規定である。要介護度が決定されると、それをベースに利用者等の意見を聞きながらケアプランを作成する。そのプランは介護保険給付対象以外のサービス（自費購入等）を含んだものとなる。なお、ケアプラン（届け出て承認を受けたセルフケアプランを含む）を作成しないときは、サービスは現物給付されずに償還払いとなる。

居宅療養管理指導

在宅で療養していて、通院が困難な要介護・要支援者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。

ケアハウス

老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。60 歳以上の者又は 60 歳以上の配偶者を有する者で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安がある者が、自立した生活を継続できるよう構造や設備の面で工夫された施設。全室個室化されていること、車いすの利用が可能であることなど、プライバシーや自立した生活を尊重した構造となっている。介護保険法では軽費老人ホームの居室は居宅とみなされ、入所者が要介護者等に該当すれば訪問介護等の居宅サービスが受けられる。また、特定施設入所者生活介護の対象となる特定施設とされており、人員、設備及び運営に関する基準を満たすことにより指定居宅サービス事業者の指定を受けることができる。

ケアマネジメント

自立支援・重度化防止を目指し、利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、利用者の心身状態や生活背景等を踏まえて、セルフケア、地域の社会資源や介護保険サービスを適切に利用する計画を作成し、効果的なケアの提供につなげ、達成状況を評価して、必要に応じて計画の見直しを行う一連の過程をいう。

言語聴覚士

脳卒中などの病気や先天的な原因により、言語や聴覚、音声、認知、発達、摂食、嚥下に関わる障害を持った人に対し、機能の改善や維持、代わりとなるものの訓練や指導、支援を行う専門職で、「言語聴覚士法」に基づく国家資格である。

高額介護サービス費

要介護被保険者が受けた居宅・施設サービスの利用者負担分が著しく高額であるとき、一定の基準を超える自己負担分について高額介護サービス費を支給する（市町村により支給）。

後期高齢者

高齢者（65 歳以上）のうち、75 歳以上の者。

－ さ行 －

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことを指す。民間事業者等によって運営され、都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅であり、自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れている。

作業療法士

作業療法を専門技術とすることを認められた者に付与される名称。身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる。

施設サービス

施設に入所（入院）して受けるサービスで、具体的には、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービスをいう。

市町村特別給付

介護保険の法定サービスのほかに、当該市町村独自の保険を給付すること。例えば、給食サービスや移送サービス等が考えられる。なお、市町村特別給付は、基本的には第1号保険料を財源として行うとされている。

社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の一つで、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織である。

具体的な活動内容は、それぞれの地域の実情、特殊性などにより広範多岐にわたっている。その主なものは、生活福祉資金の貸付け、心配ごと相談、老人クラブの育成援助、こどもの会の育成援助、心身障害者援助、ボランティア活動の育成援助、共同募金への協力等である。

社会福祉士

専門的知識や技術を持ち、身体上もしくは精神上の障害がある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。

住宅改修

在宅の要介護者等が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービス。

主任介護支援専門員

介護支援専門員としての一定年数の実務経験があり、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、所定の研修を受けた者。

生活習慣病

糖尿病や循環器疾患など、その病因が日常生活習慣に内在する疾患群。日ごろの健康に対する意識的努力により十分に予防できるため、先進国では国民健康運動の標的としているところが多い。病因の第一は運動不足で、血液循環機能の低下→動脈硬化→心筋梗塞・狭心症などの発生へつながる。また栄養過剰とも重なって、肥満→糖尿病・高血圧・動脈硬化などの誘因となる。ストレスは神経症、不眠症などの精神症状、心身症を増加させる。そのほか、喫煙と肺ガンをはじめとする各種ガンとの関係も究明されつつある。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力（行為能力）が不十分な成年者を保護するため、後見人などを定める制度。判断能力の低下が一定レベルに達した場合に、民法の規定に従って、家庭裁判所の審判によって後見人などを定める法定後見制度と、本人が判断能力を有している間に、判断能力が不十分になった場合を考えて、あらかじめ契約で後見人を決めておく任意後見制度がある。

前期高齢者

高齢者（65 歳以上）のうち、65 歳～74 歳の者。

ソーシャル・ワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

－ た行 －

第 1 号被保険者

市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者。

第 2 号被保険者

市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うことにより、介護する家族等の負担軽減を図り、要介護・要支援者及び家族の福祉向上を図ることを目的としたサービス。

団塊の世代

昭和 22 年～昭和 24 年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代を指す。他世代と比較して人数が多いところからこの呼び方がついている。

短期入所療養介護

介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うことにより、介護する家族等の負担軽減を図り、要介護・要支援者及び家族の福祉向上を図ることを目的とした事業。

地域ケア会議

多職種の専門職が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって問題解決を図るとともに、地域に共通した課題の抽出を行う。そして、地域に不足する社会資源やネットワークを明らかにして、地域づくり、資源開発、政策形成につなげる。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供する仕組み。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が作成した情報システムで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化されている。本システムを利用し、要介護認定者数や介護保険サービスの見込量の推計・介護保険料の算定を行う。

地域包括支援センター

平成 18 年 4 月から介護保険制度の見直しにより、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターの設置が義務づけられている。また、地域包括支援センターの設置は、人口 3 万人程度（被保険者 6,000 人程度）に 1 か所が目安とされている。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴、排泄、食事などの介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービス。

地域密着型サービス

認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえて、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が行われることとし、市町村が事業所の指定及び指導・監督するサービス。サービスには、介護給付に、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥認知症対応型共同生活介護、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護があり、予防給付に、①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護がある。

地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供することにより、利用者の心身機能の維持向上と、介護する家族等の負担軽減を図ることを目的としたサービス。

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴、排泄、食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

通所介護（デイサービス）

日中、デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供することにより、心身機能の維持を図り、介護する家族等の負担軽減を図ることを目的としたサービス。

通所型サービス

機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供するサービスで、総合事業移行前の介護予防通所介護に相当するもの（通所介護事業者の従事者によるサービス）と、それ以外の多様なサービスからなる。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応を行うサービス。一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。

特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している要介護・要支援者に対して入浴、排泄、食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

特定入所者介護サービス費

平成 17 年 10 月よりショートステイを含む施設サービスの食費・居住費が自己負担になったことを受け、低所得の人（所得段階 1 から 3 の人）について、負担軽減を図るため、上限を設けて、特定入所者介護サービス費の給付が行われる。

特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具を購入する費用を支給し、購入の援助を行うサービス。

－ な行 －

日常生活圏域

日常生活圏域の設定基準は人口 3 万人程度を 1 つの圏域として設定することが望ましいと考えられている。設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事業などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する施設等の状況を勘案し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、その圏域ごとに基盤整備をしていくことが必要とされている。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場所。

認知症ケアパス

認知症になった場合に、どこでどういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるように、認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものの。

認知症高齢者

脳の器質的障害により認知症（いったん獲得された知能が持続的に低下すること）を示している高齢者。

認知症サポーター

「認知症サポーター 100 万人キャラバン」における「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と言う。認知症サポーターは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア。

キャラバン・メイトは認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人で、キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね 6 ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

厚生労働省が平成 27 年 1 月に策定した計画で、すべての団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年までの計画。認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要な施策を総合的に推進していくこととしている。

認知症対応型共同生活介護

要介護・要支援者であって認知症状態にあるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。

認知症対応型通所介護

デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等において、通所してきた認知症の要介護・要支援者に対して、入浴、排泄、食事などの介護や生活に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行うサービス。

－ は行 －

バリアフリー

高齢者や障害者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計。近年では、高齢者や障害者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされている。

避難行動要支援者

これまでの「災害時要援護者」のかわりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの要配慮者のうち、特に支援を要する人のこと。

福祉用具貸与

要介護・要支援者に対し特殊寝台等の日常生活の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与するサービス。

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護・要支援者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行い、その利用者が健全で安らかな在宅生活を送ることができるよう援助するとともに家族の介護負担の軽減を図ることを目的としたサービス。

訪問介護員（ホームヘルパー）

介護保険法上の訪問介護を担う専門家を指す。平成 2 年の老人福祉法等の改正以前は家庭奉仕員と呼称されていた。訪問介護員（ホームヘルパー）は、1・2 級以上の資格を持つことが望まれているが、いずれにせよ心身ともに健全で、福祉に関し理解と熱意を有し、介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有する者から選考され、採用時及び年 1 回以上の研修を行うこととされている。介護保険では、要介護者又は要支援者の居宅において、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話を行う者であり、訪問介護等の居宅サービスの大きな担い手である。

訪問型サービス

訪問型サービスとは、対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスで、総合事業移行前の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

訪問看護

要介護・要支援者に対し、医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェックや療養上の世話・診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

家庭で入浴することが困難な要介護・要支援者に、入浴車を定期的に派遣するサービス。

訪問リハビリテーション

通院してリハビリテーションを受けることが困難な在宅の要介護・要支援者に対して、病状、家屋構造、介護力等を考慮しながら、診療に基づき理学療法士又は作業療法士が訪問し、リハビリテーションの観点から療養上必要な指導を行うサービス。

保険料

介護保険給付費等のうち半分は、第1号被保険者と第2号被保険者より徴収される保険料でまかなわれる。第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料は、それぞれ総人口比で按分され、負担割合が定められている。

第1号被保険者保険料は各市町村で算出、設定され、3年ごとに見直される。

ボランティア

本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自主性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。個人又はグループで、①手話、点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②児童・高齢者などの介護や話し相手、おむつたたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等の奉仕を行う。

－ や行 －

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」は普遍的、万人の意味、「デザイン」は計画する、設計するという意味。性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、すべての人が使いやすい施設や生活環境をデザインするという考え方。

要介護者

①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体上又は精神上的の障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因するアルツハイマー型若年認知症等の特定疾病によって生じたものであるもの。

注）要介護状態に対する給付は、第1号被保険者の場合は要件を問わないが、第2号被保険者の場合は、加齢に伴う特定疾病（脳血管障害等16疾病）に限定。

要介護状態

身体上又は精神上的の障害があるため、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的動作の全部及び一部について、厚生労働省令で定める一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、厚生労働省令で定める要介護状態の区分の該当者。

要介護状態区分

介護保険の適用となる要介護度についての分類。要支援1・2と要介護度1～5に分類される。

要介護認定

介護保険への申請被保険者を面接し、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査し、調査の結果を介護認定審査会に諮り、要介護認定区分等を市町村が決定すること。

要介護被保険者

要介護認定を受けた被保険者。要介護状態区分によって5つの段階に分けられる。また、要介護被保険者のうち、居宅において介護を受ける者を、居宅要介護被保険者という。

要支援者

①要介護状態となるおそれがある状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれがある状態の原因である身体上又は精神上的の障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因するアルツハイマー型若年認知症等の特定疾病によって生じたものである者。

要支援認定

予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定を受けなければならない。申請被保険者を面接し、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査し、調査の結果を介護認定審査会に諮り、適用となるかどうか審査し、認定すること。要支援認定の手続は、要介護認定の手続におおむね準じる。

予防給付

予防サービスを利用した要支援者（要支援 1・2 の認定を受けた人）に対して支払われる介護保険給付のこと。

－ ら行 －

理学療法士

厚生大臣の免許を受けて、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを行う者。

老人福祉法

昭和 38 年法律 133 号。老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする法律。具体的な福祉の措置として、居宅における介護等のための老人居宅生活支援事業の実施、老人ホームへの入所、老人健康保持事業の実施等が定められている。また、平成 5 年 4 月 1 日から、都道府県及び市町村に老人福祉計画の策定を義務づけている。

老人保健法

昭和 57 年法律 80 号。国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とした法律。本法による保健事業には、医療・特定療養費の支給・老人保健施設療養費の支給・老人訪問看護療養費の支給の医療等と、健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導の医療等以外の保健事業がある。医療等の対象者は、70 歳以上の者及び 65 歳以上 70 歳未満で寝たきり等の一定の状態にある者となっており、医療等以外の保健事業の対象者は 40 歳以上の者となっている。また、昭和 61 年の改正により新たに老人保健施設が創設され、平成 2 年の改正により平成 5 年 4 月 1 日から都道府県及び市町村に老人保健計画の策定が義務づけられることとされた。

上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30年3月

発行 上里町

編集 上里町高齢者いきいき課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518

TEL 0495-35-1221 (代表)

ホームページ <http://www.town.kamisato.saitama.jp/>



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくくデザインの文字を採用しています。



古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用

環境問題を考慮して非石油系の大豆油インキを使用しています。